

善充実を図る。

⑤ 教育課程の改善と学習指導の充実

ア 学習指導要領の改訂(予定)の趣旨を踏まえ、教育課程の改善充実と運営の適正化に努める。

イ 障害の種類と程度に応じた学習指導内容・方法についての研究を一層推進する。

ウ 養護教育交流推進事業の拡充を図るとともに、地域社会に交流活動の定着化を図る。

⑥ 重度・重複障害教育内容の充実と方法の開発

一人一人の障害の的確な把握と、それに応じた教育内容・方法の開発に努める。

⑦ 道徳教育、特別活動の充実

ア 障害の種類と程度に応じた道徳教育の内容・方法の研究を推進する。

イ 障害の種類と程度に応じた特別活動の内容・方法の研究を推進する。

⑧ 生徒指導体制の充実

ア 生徒指導の充実を図るため、指導体制や指導計画の整備充実を図る。

イ 障害の種類と程度に応じた生徒指導の在り方について研究を進め、指導資料の積極的活用を推進するなど、きめ細かな生徒指導が行われるよう指導に努める。

⑨ 家庭、地域社会、関係機関との連携強化

ア 生徒指導の充実を図るため、家庭、地域社会及び施設や医療機関との連携強化に努める。

イ 養護教育センターの円滑な運営を図るため、心身障害児総合療育センターとの連携強化に努める。

⑩ 教職員研修の充実

教職員現職教育計画に基づき、研修内容の一層の改善充実を図り、実践に直結した研修成果が得られるよう努める。

⑪ 指導体制の充実

盲・聾・養護学校及び特殊学級に対する指導並びに適正就学指導における指導体制の充実を図るため、指導主事及び学校教育指導委員の指導力の向上に努める。

⑫ 教職員定数の確保と適正配置の推進

ア 盲・聾・養護学校の実態に応じ、適格な教職員の確保と適正配置に努める。

イ 児童生徒の重度・重複化に伴い、指導の効果と安全の確保を図るため、介助員の計画的な配置に努める。

ウ 盲・聾・養護学校と小・中・高等学校との円滑な人事交流に努める。

⑬ 養護教育センターの整備充実

施設・設備の整備充実を図るとともに、事業内容の拡充に努める。

⑭ 施設の整備充実

障害の種類と程度に応じた施設の

改善充実を図り、教育環境の整備充実を図る。

⑮ 教材・教具の整備充実

ア 障害の種類と程度に応じた教材・教具の開発を推進するとともに、その整備充実を図る。

イ 訪問教育のための教材・教具の

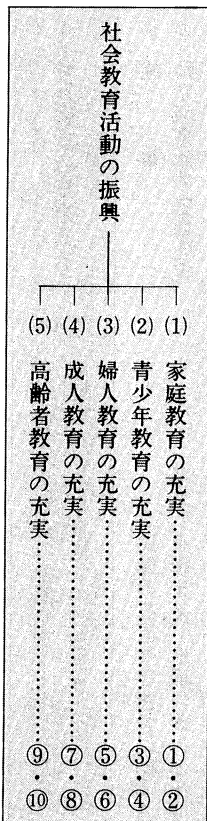
整備に努める。

ウ 情報化等に併い開発された教育機器等を使用し教育方法の開発を図るとともに、情報処理教育を推進するため、関係設備の計画的な整備充実を図る。

Ⅲ 社会教育

第1節 社会教育活動

第1項 施策の概要



2 施策

① 家庭教育学級の拡充

家庭教育に関する学習要求に応えるため、家庭教育学級の拡充と学習内容・方法の改善充実を図るよう市町村の指導に当たる。

② 家庭教育事業の拡充

家庭教育の充実を図るため、家庭教育(幼児期)相談事業、家庭教育総合推進事業の拡充に努める。

③ 少年教室、青年学級等の拡充

青少年の地域社会の形成者としての自覚を高めるため、少年教室、青年学級、青年教室の開設を促進し青

少年の学習機会を拡充するよう市町村の指導に当たる。

④ 青少年教育事業の拡充

青少年教育の充実を図るため、自然体験を通し、青少年の豊かな心とたくましい体を育成するとともに、社会の変化に応じた地域づくり活動や社会参加活動の拡充に努める。

⑤ 婦人学級等の拡充

地域の実態や婦人の学習課題を十分に配慮した学習内容の充実に努めるとともに、就労婦人に対する学習機会の拡充に努めるよう市町村の指導に当たる。